

府中サッカー協会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、府中サッカー協会（以下「本協会」と言う。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会の事務所は、広島県府中市に置く。

(目的)

第3条 本協会は広島県サッカー協会の指導のもと、府中市及びその周辺のサッカーの同好者を代表する連合体として、サッカーの普及・発展に寄与し、加盟団体の親睦と後継者の育成を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. サッカーの普及および振興のための試合、交流会等の主催、後援。
2. サッカー指導者・審判員の養成、育成。
3. サッカー技術の研究。
4. その他本協会の目的達成に必要な事業。

第2章 会員

(会員)

第5条 本協会の会員は府中市及びその周辺の加盟登録団体並びに、本協会の趣旨に賛同する者とし、役員会において承認された者とする。

(内部規約に基づく)

第6条 本協会の会員が脱会を申し出たとき、又は本協会の会員として不適当と認められた時は役員会の承認により脱会させる。

第3章 役員

(役員の種類別)

第7条 本協会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 事務局長 1名もしくは2名
4. (3種、4種、女子)運営委員長 各1名
5. 技術普及委員長 1名
6. 審判委員長 1名
7. 会計 1名もしくは2名
8. 監査監事 1名もしくは2名

(その他の役員)

第8条 本協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

1. 名誉会長、顧問は役員会の推薦により会長が委嘱する。
2. 名誉会長、顧問は総会に出席し意見を述べるができる。

(役員を選出)

第9条 本協会の役員を選出は、次のとおりとする。

1. 会長は会員の中から役員会で選出する。
2. 副会長、事務局長、会計、監査監事は、会員の中から会長が推薦し、役員会の承認を得る。
3. 各委員長は会員の中から会長が推薦し、役員会の承認を得る。
4. 監査監事と会長、副会長、及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第10条 本協会の役員の職務を次のおりとする。

1. 会長は、本協会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、必要によりその職務を代行する。
3. 事務局長は会の事務を総括する。
4. 各委員長は各委員会の事業の執行を総括すると共に、各委員会の事業計画を事務局長と共に作成する。
5. 会計は本協会の会計を行う。
6. 監査監事は必要により本協会の監査を行う。

(役員任期)

第11条 本協会の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2) 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3) 役員は辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 会 議

(会議の招集)

第12条 本協会の会議は、総会、役員会、各種委員会とする。

(総 会)

第13条 本協会は事業並びに運営上の重要事項を議決するため毎年度決算終了後2ヶ月以内に定期総会を開催する。

- 2) 総会は会員の3分の1以上の出席(委任状及び役員への口頭委任を含む)により成立する。

(役員会)

第14条 本協会の役員会は会長、副会長、各種委員会委員長、事務局、会

計をもって構成し、必要に応じて会長が召集し、協会の事業目的達成のための審議を行う。

2) 緊急を要する議案においては、役員会で専決し次回の総会で報告する。

(各種委員会)

第15条 本協会の各種委員会は各種委員会委員長、副委員長と委員長で構成し必要に応じて各種委員会委員長が召集し、総会の決議にしたがって職務を処理する。

(議決)

第16条 本協会の会議は、すべての過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数以上の同意をもって決定する。可否同数の場合は議長がこれを決める。

第5章 会計

(会計)

第17条 本協会の経費は、会費、活動に伴う収入、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終える。

第6章 その他

(規約の変更)

第19条 本協会の規約は、総会に於いて総会員の4分の3以上の議決を得なければ変更できない。

2) 本協会規約に定めのない事項で必要と認めたものについては役員会の議決を経て、会長が定める。

(賞 罰)

第20条 本協会の表彰に関する事項は、役員会において別に定める。

第21条 本協会の懲罰に関する事項は、本協会規約第6条の項並び役員会において別に定める。

(慶 弔)

第22条 本協会会員の弔事、会員本人の死亡時に弔意及び香典として、1万円の香典と弔電共する。

(会 費)

第23条 本協会の運営に必要とする会費(年会費)を次のとおり徴収する。

1. 年会費 1千円

(附 則) この規約は2009年(平成21年)4月1日より施行する。

(改 訂) この規約は2010年(平成22年)4月1日より施行する。